

新冠町財政計画【概要版】

今後の地方財政については厳しい状況に置かれる事が予見され、新冠町においても人口減少に伴う町税の減収、少子高齢化の更なる進展による社会保障費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持管理費用の増加などが見込まれており、財政運営は極めて厳しい状況になる事が想定されるため、当町の財政の現状と今後の財政見通しを明らかにし、効果的な行財政運営の構築と持続可能な財政基盤の確立を図るために「新冠町財政計画」を策定しました。

この概要版は財政計画の内容をまとめたもので、計画本編は新冠町のホームページ (<https://www.niikappu.jp>) に掲載しています。

これまでの新冠町の財政状況

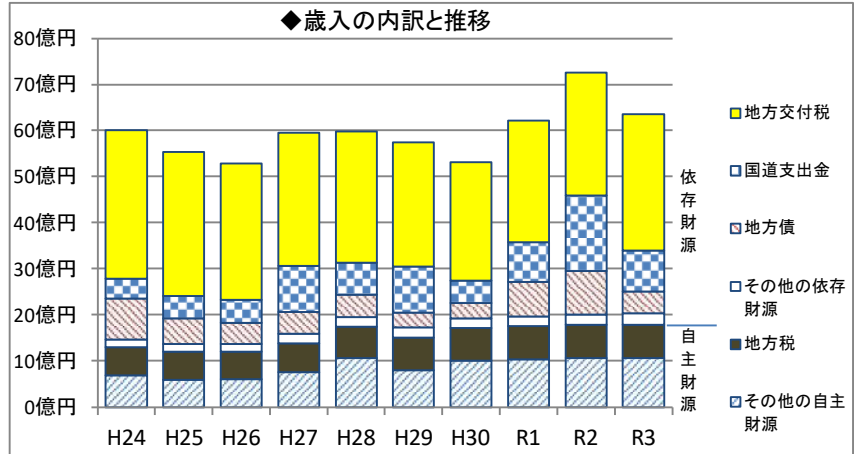
●歳入

歳入には様々な種類がありますが、大きく分けて自主財源と依存財源に分かれます。

自主財源とは地方税や使用料など町が自主的に収入するもので、依存財源とは国や道の基準に基づき交付されたり、割り当てられたりする収入で地方交付税や国・道支出金等がこれにあたります。

近年、自主財源は総額として大きな変動はありませんが、平成28年度から令和元年度までは財源不足のため毎年度1億円以上を財政調整基金から繰り入れしていることから、自主財源の内、基金繰入金の割合が高くなっており、令和2年度と令和3年度は寄附金の割合が高くなっています。

一方、依存財源の内、国・道支出金や地方債は大型の建設事業などにより左右されることから年度間で大きな差があります。



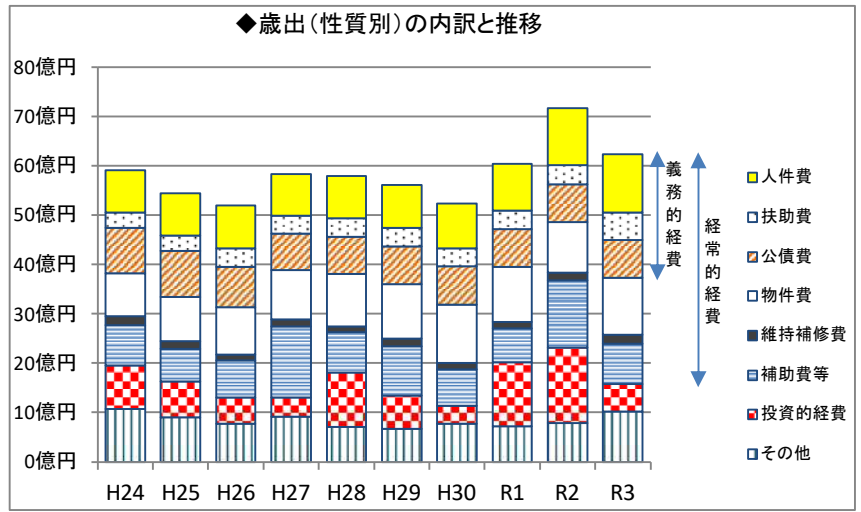
●歳出

歳出を性質別に捉えると、経常的経費と投資的経費に分けることができ、経常的経費の中でも人件費・扶助費・公債費は義務的経費と呼ばれています。

義務的経費は法令等の規定や、その性質上必ず支出しなければならない経費で、容易に削減できない経費です。

歳入の増加が見込めない状況で義務的経費が増加していくと、新しい財政需要や臨時的財政需要に対する弾力が失われ、財政構造が硬化化していきます。

これまでは義務的経費の増加に対して、投資的経費をはじめとする様々な経費を抑制する事により財政を維持してきましたが、今後予定されている大型建設事業の実施により投資的経費が高位で推移し、それに伴い公債費の増加も不可避な状況にあるため、慢性的に財政の硬化化が進んでいくものと推測されます。

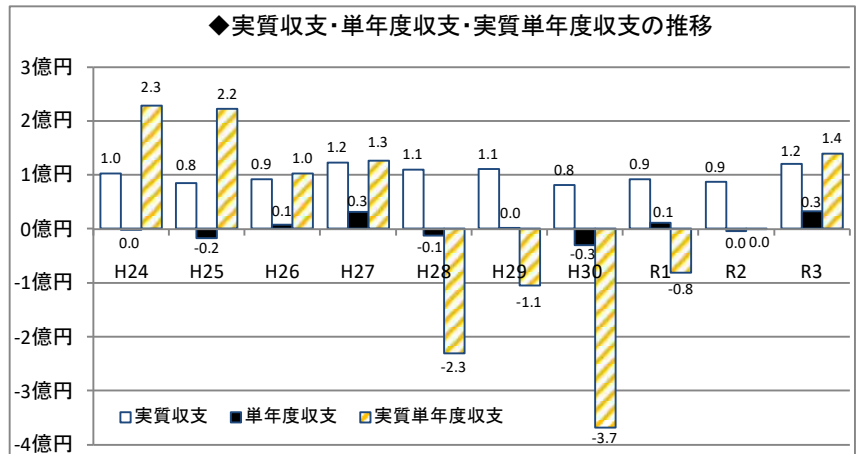


●収支

町の財政運営の健全性を確保するためには収支の均衡が図られている事が大原則となりますが、これは実質収支、単年度収支、実質単年度収支という指標で表す事ができます。

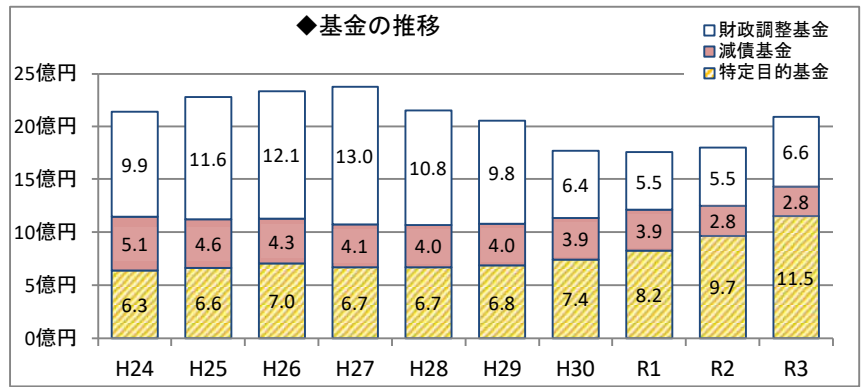
実質収支は、その年度の歳入の決算額から歳出の決算額と翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたもので、そこから前年度繰越金の額を控除し、単年度での実質収支を表したものが単年度収支になります。更に単年度収支には財政調整基金への積立てや取り崩し、地方債の繰上償還額などが含まれていることから、これらの影響を除いた実質的な単年度の収支を表したものが実質単年度収支となります。

平成28年度から令和2年度までは財政調整基金を取り崩して財源不足を調整しているため実質単年度収支はマイナスとなっています。



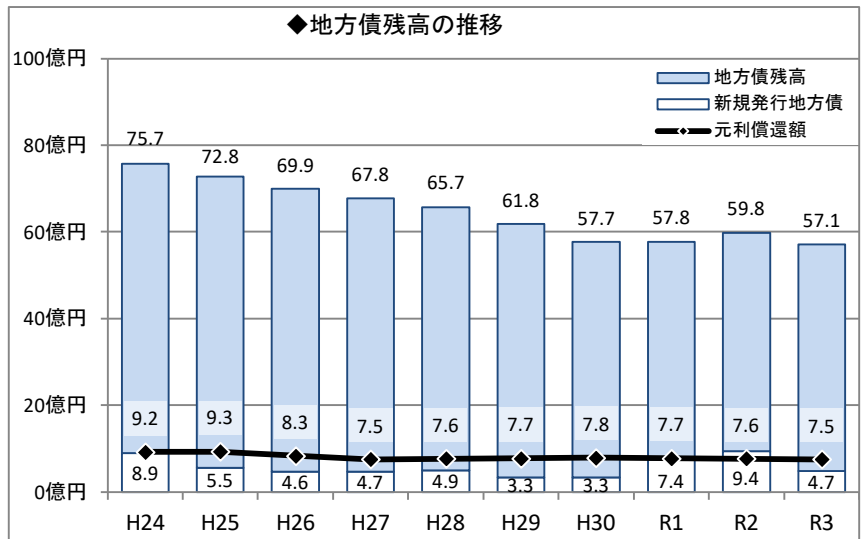
●基金残高

基金は家計でいう預貯金にあたります。当町では地方税や地方交付税の伸びが好調な時期に決算余剰金などを積み立ててきた一方、大型建設事業など一度に多額の経費が必要な場合や政策的事業の実施の際には基金を取り崩して計画的に活用してきました。しかし、近年は社会保障費の増加や地方交付税の減収等に伴い、恒常的に財政調整基金の取り崩しを行っており、今後もこのような状況が続いた場合、近い将来に財政調整基金が枯渇し、町政運営に大きな影響が生じる事が危惧されます。令和3年度末における町民一人あたりの基金残高は、約40万3千円となっています。



●地方債残高

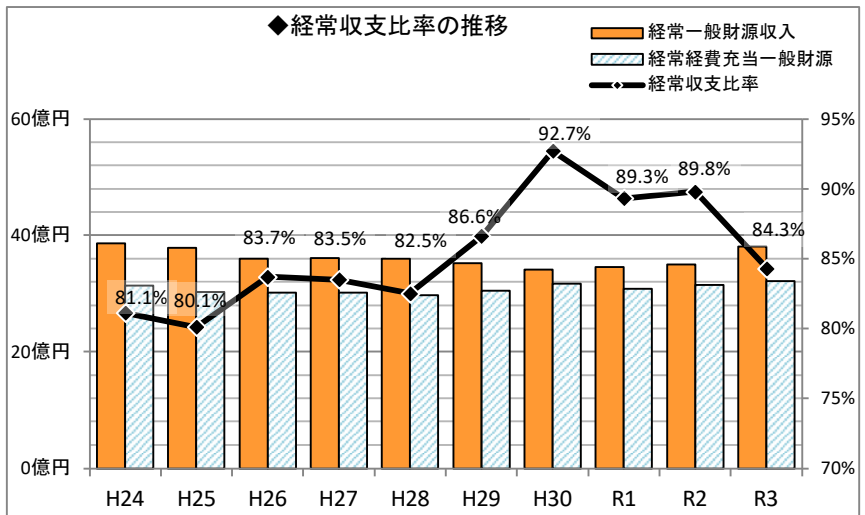
地方債は家計でいう借金にあたります。地方自治体の歳出は原則として地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとされており、赤字の穴埋め目的での借金はできませんが、国の減税対策等による減税補てん債や地方交付税の不足分を補てんする臨時財政対策債など特例措置として認められているものもあります。当町では、公共施設の建設など一度に多額の経費が必要で且つ将来その施設を使う世代にも経費を負担してもらおう事が妥当な場合には、国などから借金をして資金を確保していますが、これを地方債といいます。近年、地方債残高は減少傾向にあります。今後大規模な建設事業が予定されており、地方債残高が増加していく事が見込まれますが、将来世代へ過度な負担を残さないためにも地方債残高の適正な管理が必要となります。令和3年度末における町民一人あたりの地方債残高は約110万2千円となっています。



●財政指標

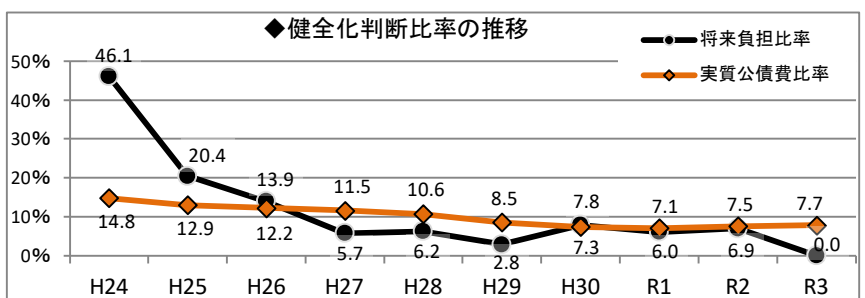
・経常収支比率

経常収支比率とは経常的な一般財源収入が経常的な経費に充てられた割合を示した指標であり、財政構造の弾力性を示す指標です。家計に例えると光熱水費や家賃など毎月確実に支出される経費に対する給料のように毎月決まって得られる収入の割合を示したものです。この割合が高くなるほど新たな行政サービスを行うための財源が乏しく、財政構造の弾力性が失われ、硬直している状況にあると考えられます。一般的には70%から80%が望ましいとされていますが、現状では多くの地方自治体がこの範囲を超えています。当町の経常収支比率は、平成24年度から平成28年度までは85%未満で推移していましたが、平成30年度には地方交付税の減額等により経常一般財源収入が減額となった事から90%台に達し、近年は80%台後半で推移しています。



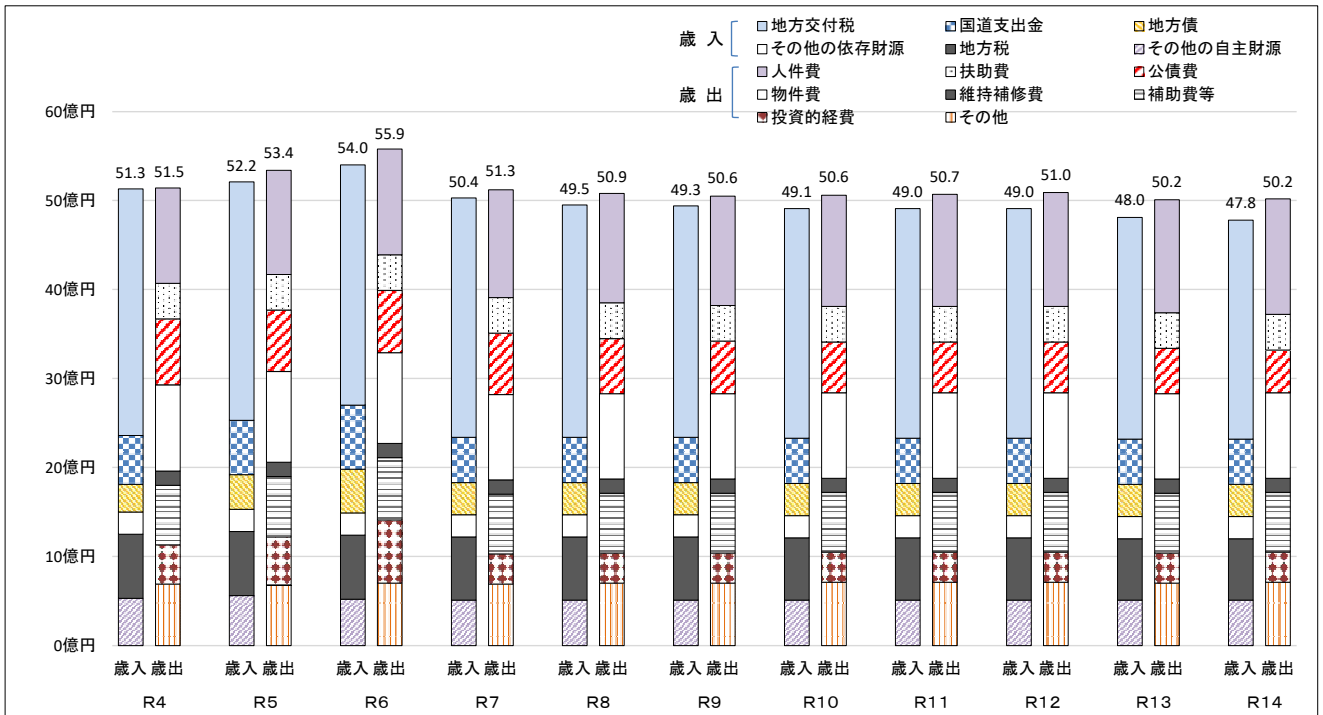
・健全化判断比率

平成19年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、平成19年度決算以降から全ての地方自治体が健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する事が義務付けられました。更に平成21年度にはこの法律が全面施行され、平成20年度決算から早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画等の策定が義務付けられる事となりましたが、当町はいずれの指標も早期健全化基準、財政再生基準を下回っています。



今後の財政推計

今後の財政収支の見通しについて、令和3年度決算額をベースとして、令和3年度と同額で推計することが好ましくない特殊要因を除外し、令和14年度までの一般会計の歳入・歳出額を推計しました。



(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収 支 差 引	-17,799	-122,470	-180,823	-90,820	-134,634	-124,542	-153,179	-170,476	-196,684	-215,338	-241,787
収 支 差 引 (累 積)	-17,799	-140,269	-321,092	-411,912	-546,546	-671,088	-824,267	-994,743	-1,191,427	-1,406,765	-1,648,552
収支差引財源繰入後の 財政調整基金残高	635,341	512,871	332,048	241,228	106,594	-17,948	-171,127	-341,603	-538,287	-753,625	-995,412
地方債の現在高	5,330,426	5,056,457	4,864,146	4,552,159	4,313,804	4,110,652	3,925,991	3,743,145	3,557,996	3,436,925	3,346,063

令和3年度決算額ベースで一般会計の歳入・歳出額を推計すると令和14年度までに16億4855万2千円の累積赤字が生じる見込みであり、その赤字額を財政調整基金を取り崩して補填した場合、令和9年度に財政調整基金が底をつき、令和14年度までに9億9541万2千円の累積赤字が生じる見込みとなります。

●大型建設事業の財政推計(歳入歳出差引額)

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
国保診療所・保健センター建替	-53,490	-60,000	-4,039	-34,893	-218,147	-4,066	-40,893	-88,482	-88,482	-88,482	-88,482
中学校建替						-45,000	-8,000	-4,043	-5,058	-312,397	-4,492
合 計	-53,490	-60,000	-4,039	-34,893	-218,147	-49,066	-48,893	-92,525	-93,540	-400,879	-92,974

上記の表は今後予定している大型建設事業(国保診療所・保健センター建替、中学校建替)の令和14年度までの年度別の歳入歳出差引額の推計です。

注)各事業に係る費用は、既存施設の面積を基本として概算により求めたものであり、確定しているものではありません。

●大型建設事業を含めた財政推計

(単位:千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収 支 差 引	-71,289	-182,470	-184,862	-125,713	-352,781	-173,608	-202,072	-263,001	-290,224	-616,217	-334,761
収 支 差 引 (累 積)	-71,289	-253,759	-438,621	-564,334	-917,115	-1,090,723	-1,292,795	-1,555,796	-1,846,020	-2,462,237	-2,796,998
収支差引財源繰入後の 財政調整基金残高	581,851	399,381	214,519	88,806	-263,975	-437,583	-639,655	-902,656	-1,192,880	-1,809,097	-2,143,858
地方債の現在高	5,330,426	5,056,457	4,864,146	4,552,159	4,313,804	4,110,652	3,982,991	5,132,145	6,464,996	6,343,925	6,246,805

大型建設事業を含めた財政推計では、令和14年度までに27億9699万8千円の累積赤字が生じる見込みであり、その赤字額を財政調整基金を取り崩して補填した場合、令和8年度に財政調整基金が底をつき、令和14年度までに21億4385万8千円の累積赤字が生じる見込みとなります。

財政健全化に向けた取組

安定し持続可能な財政基盤を確立するため、徹底した歳出の抑制・効率化を図るとともに、歳入確保に着実に取り組み、収支均衡が図られた持続可能な財政運営を目指します。

【目標数値】

令和14年度までの収支改善目標額 25億1400万円
(令和14年度までの収支不足額 21億4400万円 + 財政調整基金残高目標額 3億7000万円)

【収支改善のための具体的な方針】

- ① 人件費
 - ・定員管理計画に基づき、行政サービスの低下を招かないように行政需要と財政負担のバランスに配慮し、長期的な視点に立った適正な定員管理に努めます。
- ② 経常的経費の見直し
 - ・常にコスト縮減のために多様な手法を検討し、徹底した内部管理経費の節減に取り組みます。
- ③ 投資的経費の抑制と平準化
 - ・事業内容を精査し、事業費の圧縮や平準化を図るとともに、実施時期の延伸や休止などの措置も検討するなど財政状況に適応した計画的な執行に努めます。
- ④ 公共施設等の配置見直し
 - ・公共施設等の在り方について検討し、施設の適正な配置と効率的な管理運営に努めます。
- ⑤ 各種事務事業の見直し
 - ・既存事務事業の目的や具体的な効果を改めて検証し、事務事業の整理・合理化を進めるとともに新たな事業の新設や拡充にあたってはスクラップアンドビルドの原則を徹底します。
 - ・行政が直接行うよりも町民の利便性や費用対効果が期待できる分野について、積極的に外部委託を推進し、行政のスリム化を図るとともに町民サービスの向上を図ります。
- ⑥ 特別会計・企業会計への繰出金等の抑制
 - ・特別会計、企業会計については、独立採算の原則を踏まえ、適正な収入の確保と経費の節減に努め、繰出金を抑制します。
- ⑦ 公債費と町債残高の抑制
 - ・町債は町の基盤を整備するための財源として、また世代間の負担の公平性や年度間の財政負担の平準化を図るために有効活用する必要がありますが、過度の町債活用は町債残高の増加や後年度における公債費の過重な負担を強いることになるため、原則として新規の町債発行額を長期償還額以下に抑制するとともに、利子軽減に努めます。
- ⑧ 自主財源の確保
 - ・税負担の公平性の観点から、課税客体的確な捕捉に努めるとともに、これまでの各種取り組みにより向上してきた収納率を安定して確保しながら、町民が納税しやすい環境整備を進め、更なる収納率向上に努めます。
 - ・ふるさと納税制度は寄付者のご厚志をまちづくりに活かしつつ、まちの魅力を全国に発信できる有効な制度であるため、引き続き返礼品の充実と効果的なPR活動に取り組みます。
- ⑨ 遊休資産の有効活用
 - ・公共的利用の見込めない未利用財産や有償貸付を行っている財産について、売却などの処分を計画的に進め、財産の利活用を図ります。
- ⑩ 受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の適正化
 - ・使用料や手数料をはじめとする受益者負担について、受益者負担の原則に基づき、減免制度や料金体系の定期的な検証を行い、適正化を図ります。

【財政健全化実行計画（行財政改革アクションプラン）の策定】

収支改善のための具体的な方針を具現化するための実行計画（アクションプラン）を策定の上、取組みを推進します。

新冠町財政計画 概要版

発行：新冠町総務課総務グループ行財政改革推進係
〒059-2492 新冠郡新冠町字北星町3番地の2
電話：0146-47-2114 FAX：0146-47-2600 URL：<https://www.niikappu.jp>